

# ○農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令

(昭和四十六年総理府・農林省令第二号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）を実施するため、農薬取締職員の証票の様式を定める命令を次のように定める。

農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令

(報告)

第一条 農薬取締法（以下「法」という。）第二十九条第二項及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第五項の規定による報告は、遅滞なく、報告を命じた場合にあっては第一号に掲げる事項を、農薬を集取した場合にあっては第二号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告を命じた販売者又は農薬使用者（以下この条において「販売者等」という。）の氏名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名。以下この条において同じ。）及び住所並びに当該販売者等がした報告の内容
- 二 農薬を集取した販売者等の氏名及び住所、農薬を集取した日時及び場所、集取した農薬の種類、名称及び量並びに集取した農薬の検査の内容及び結果
- 三 立入検査をした販売者等の氏名及び住所、立入検査をした日時及び場所並びに立入検査の結果

(身分を示す証明書の様式)

第二条 法第二十九条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則 （平成三〇年十一月三〇日農林水産省・環境省令第三号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

(農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の証明書は、同条の規定による改正後の農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証明書とみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

様式（略）

様式  
(表面)

第 号

年 月 日交付

農薬取締職員の証明書 発行者名 印

写  
真

官職（職名） 氏名  
生年月日 年 月 日

(裏面)

農薬取締法（抜粋）

（報告及び検査）

第 29 条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 8 項、第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 10 条第 1 項、第 16 条、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 3 項、第 26 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 (略)

3 第 1 項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

4 第 1 項又は前項の場合において、第 1 項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第 1 項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

5 第 1 項及び第 3 項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第 35 条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

3 第 29 条第 4 項及び第 5 項の規定は第 1 項の規定による立入検査について、第 30 条第 2 項から第 4 項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

(都道府県が処理する事務)

第 43 条 第 23 条及び第 31 条第 2 項の規定による農林水産大臣の権限並びに第 29 条第 1 項及び第 3 項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第 29 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第 35 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 1 大きさは、縦 11 センチメートル、横 15 センチメートルとする。

2 発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事とする。